

## 市会運営委員会行政視察概要

- 1 視察月日 令和4年11月18日（金）  
※オンラインにより実施
  
- 2 視察先及び視察事項  
(1) 滋賀県大津市  
ア 議会活性化に向けた連携・協働の取組  
イ 議会におけるデジタル化の推進
  
- 3 視察委員  
委員長 黒川 勝  
副委員長 有村 俊彦  
同 安西 英俊  
委員 東 みちよ  
同 大桑 正貴  
同 川口 広  
同 長谷川 琢磨  
同 福地 茂  
同 渡邊 忠則  
同 大岩 真善和  
同 大野 トモイ  
同 荻原 隆宏  
同 尾崎 太  
同 久保 和弘  
同 北谷 まり  
同 古谷 靖彦

## 視察概要

### 1 視察先

滋賀県大津市

### 2 視察月日

11月18日（金）

※オンラインにより実施

### 3 対応者

議会局長

### 4 視察内容

#### （1）議会活性化に向けた連携・協働の取組

##### ア 政策検討会議

大津市議会では、交渉会派（3人以上所属の会派）から提案のあった市政課題のうち、議会運営委員会で賛同が得られたものについて、政策検討会議を設置している。

政策検討会議の委員は、すべての会派からそれぞれ選出される1名の議員（座長を選出する会派は、座長のほか1名の委員）により構成され、座長は提案会派から選出される。また、同時に議員全員による政策検討会議全体会が設置され、政策検討会議における調査研究や条例案の検討等について経過報告等を受け、議会全体で協議が行われる。

##### イ 大学との連携

政策検討会議における議論に資するため、専門的知見の活用が可能な体制を整備する「政策検討会議アドバイザー制度」が設けられており、当該制度を通じて大学との連携が行われている。

また、大学の知的資源を議会改革に活用し、政策立案機能の強化と人材育成を進めるため、平成23年11月に龍谷大学、平成26年1月に立命館大学、平成26年4月に同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科と、それぞれパートナーシップ協定を締結している。

協定に基づく大学との連携の内容としては、政策検討会議等における大学の教員の専門的助言や、各会派における学生のインターンシップ受入等があり、協定に基づく相互連携が図られている。

## ウ 龍谷大学図書館との連携

パートナーシップ協定を締結している龍谷大学との間で、大学図書館のレファレンス機能や学術情報資料を、議員や議会局職員が利用することが可能となっている。また、議会図書館の整備充実においても、龍谷大学図書館が相談・協力を行っている。

なお、議会図書室の機能強化を目的として、地方議会が大学図書館と連携するのは全国初の試みである。

## エ 議会活動の評価における連携

任期中における議会改革や政策提案の実行目標を設定し、全議員がビジョンを共有しながら議会活動を進めるため、任期ごとに大津市議会ミッションロードマップを策定している。

さらに、このミッションロードマップの策定や議会基本条例を踏まえ、議会の見える化の推進と議会活動の活性化を図るため、議会活動の評価制度が設けられている。

評価の方法としては、まず、議会自らの評価として、議員個人による一次評価、会派による二次評価を経て、議会運営委員会において議会としての評価がまとめられる。その上で、外部評価として、パートナーシップ協定を締結している大学の教授による評価・検証が行われる。

この結果を踏まえ、現状の課題等については「次期議会へのメッセージ」として申し送りを行い、次期ミッションロードマップの策定につなげる取組が行われている。

## (2) 議会におけるデジタル化の推進

### ア 議場のICT化

議会運営の効率化やペーパーレス化の推進、災害及び緊急時における情報伝達の即時化を図り、市民に開かれた分かりやすい議会を目指して、議会ICT事業が推進されている。

主な取組としては、議場への大型スクリーンの設置、電子採決による議員の個別賛否や質疑・一般質問時の補足資料の表示、それらの映像を含むインターネット配信が行われている。

### イ タブレット端末の活用

情報伝達の即時化や議会運営の効率化、ペーパーレス化を目的として、各議員や職員にタブレット端末が配備されている。

議員が質疑や一般質問において補足資料を使用する場合は、タブレット端末を通じて議場スクリーンに投影しており、当該投影資料を含

む映像がインターネットにも配信されている。

また、議場内通信システムが導入されており、議長や議員、市長、執行部説明員が使用するタブレットに、議場内外から一斉または個別にメッセージを送受信することが可能となっている。メッセージの内容としては、議事進行上の指示や会議休憩の連絡、答弁発言訂正の指示連絡等があり、会議運営の効率化が図られている。

#### ウ オンライン会議システムを活用した委員会の開催

令和3年5月19日に大津市議会委員会条例が改正され、「公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産の補助、忌引その他のやむをえない事由により委員会の開会場所への参集が困難であると認められる場合」に、オンライン会議システムにより委員会に参加することができる旨が規定された。

同年5月28日には、大津市議会として初めてオンライン会議システムを活用した委員会（議会運営委員会）が開催されたほか、常任委員会では、全委員がオンライン会議システムを活用して参加する形での委員会も開催されており、オンライン活用時の運営ノウハウの確立や、定例的な実践によるスキルの維持向上が図られている。

#### エ オンライン本会議の実現を模索する取組

大津市役所では、新型コロナウイルス感染症の庁内クラスターが発生したことに伴い、令和2年4月25日から5月6日まで本庁舎が閉鎖される事態が生じた。当該期間は会期外であったものの、この件を契機として、感染拡大時においても議会の権能を十分に発揮できる非常手段の確保策として、オンライン本会議の実現を模索する取組が行われている。

具体的には、オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書の提出（令和2年6月16日、令和3年12月22日）や、総務大臣に対する同趣旨の地方自治法改正要望書の提出（令和3年6月30日、令和4年4月20日）のほか、令和3年1月29日には模擬的にオンライン本会議を実施する取組も行われている。

### （3）質疑概要

Q 「いじめ防止条例」の制定において、大学とはどのように連携したのか。

A パートナーシップ協定を締結している大学を通じ、当該分野に知見のある大学教授を紹介してもらい、議会において講演をいただくとともに、条例制定に当たり助言を受けた。

- Q 連携している大学図書館の利用状況はどうか。
- A 議員間で利用状況に差異はあるが、利用している議員は大いに活用している。連携に当たり、議員が自宅から直行する際にも利用しやすいよう、パスカードを共用にするのではなく各議員に一枚ずつ用意するなど、大学側にも配慮いただいた。
- Q 議会における様々な先進的取組に対して、地域の方々はどのように評価をしているのか。
- A 少なくとも、執行部の職員には、議会改革の取組は十分認知されているが、それが地域の方々に浸透するまでには至っていない。
- 大津市議会では、広報広聴ビジョンを策定し、議会活動をより分かりやすく市民に届けるべく取り組んでいるところであり、まさにこれからの課題であると考えている。
- Q 大学との連携にあたっては、議会と大学の双方にメリットが必要と考えるがどうか。
- A 議会にとっては、政策検討会議への協力や、議員研修における講演、ミッションロードマップに対する外部評価など、パートナーシップ協定に基づく多面的な連携により、様々な恩恵を享受している。
- 大学側にとっても、インターンシップ受入先の確保等の面でプラスになっていると思うが、議会から大学に対して更なるメリットをもたらせるよう、今後検討していきたい。
- Q 全国的には地方議員のなり手不足の問題もあるが、多様な人材が議員として活躍していく上で、議会におけるデジタル化を進めていくことの効果をどのように考えているか。
- A 大津市議会では、なり手不足の問題はあまり顕在化していないが、例えば、現状では出産前後に欠席しているであろう議員が、オンライン本会議が実現すれば出席可能となるようなケースも考えられる。議員がその職責を一層果たしていく上で有効な方策は、積極的に取り入れるよう、事務局としても検討していきたい。
- Q ミッションロードマップに対する外部評価の結果が、これまでの選挙に及ぼした影響については、どのように評価しているか。
- A 有権者の投票行動への影響まで分析することは難しいが、有権者への訴求という視点も踏まえて開始した取組であることは確かである。全国的に投票率が低調になっている中で、議会活動について有権者に分かりやすく示すことが、投票に行くきっかけになる等の効果も期待して取り組んでいる。

- Q ミッションロードマップに対する外部評価の結果は、どのような形で公表するのか。
- A 議会として策定したミッションロードマップに対して、どのようなことに取り組んだか（アウトプット）、その取組がどのような成果を挙げたか（アウトカム）、それらを踏まえた次の任期に向けての展望について、連携先の大学教授による評価・検証を受けた上で、結果を公表している。
- Q 委員会条例においてオンラインによる参加を規定する際に、出席の特例として列挙する内容については、どのような議論があったか。
- A なるべくオンライン委員会の積極的な活用が進むよう、幅広に事由を規定する方向で議論が進んだ。
- Q 政策検討会議は、どのような内容に関して設置されているのか。また、設置・開催の頻度はどの程度か。
- A ミッションロードマップに政策立案として目標を掲げた事項については、基本的にすべて政策検討会議を設置している。また、それ以外のケースについても設置することは可能であり、設置・開催の頻度は政策課題の状況による。
- Q ミッションロードマップの作成は、誰がどのような形で行うのか。
- A 改選後、会派が結成されたら、まず会派ごとに当該任期において進める取組について検討する。その上で、各会派が検討内容を共有し、いつどのような取組を進めるかについて会派間で調整を行い、議員主体でミッションロードマップを作成する。
- Q オンライン委員会に係る出席の特例の規定の中で、出産は列挙されていないが、その他のやむを得ない事由に含まれるのか。
- A オンライン委員会についての規定を盛り込む改正の前から、出産については、出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内における欠席の届出について規定している。ただし、当該期間内であっても、仮にオンラインを活用しての出席の希望がある場合は、参加を認める運用になると想定している。